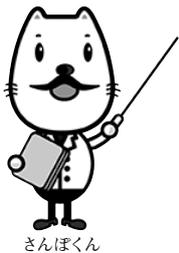


Q 産業医が活動した記録について

当社では、労働者の人数が増えて50人を超えたため、初めて産業医を選任することになり、開業医に嘱託産業医を依頼することにしました。先日、この産業医から「活動記録を残す会社の所定書式を示すように」と提示を求められましたが、会社にはあらかじめ定めた所定の様式はなく、また、どのような記録を残せばよいのか、よくわかりません。記録のために用いる書式があれば教えてください。



A 活動を依頼する種別に応じて、活動日誌、職場巡視報告書、安全衛生委員会議事録などの書式を定めましょう。

労働安全衛生法の定めにより、産業医の職務は、

1. 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
2. 長時間労働者に対する面接指導及び必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
3. 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施（ストレスチェック）並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
4. 作業環境の維持管理に関すること。
5. 作業の管理に関すること。
6. 前各号に掲げるもののほか労働者の健康管理に関すること。
7. 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
8. 衛生教育に関すること。
9. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること——となります。加えて、月に一度の職場巡視や安全衛生委員会等への出席が求められます。

産業医の活動記録を残す書式については、労働安全衛生法での定めはありませんが、もちろん、活動日誌または報告書のような形で記録を残したほうがよいでしょう。産業医に活動を依頼する種別に応じて、活動日誌、職場巡視報告書、安全衛生委員会議

事録といったように、それぞれの書式を定めましょう。

活動日誌には、①活動日時の記事、②実施事項（安全衛生委員会への出席、健康診断結果の確認、健康相談の実施、長時間労働者への面接）のチェック、③特記事項の記事、④産業医の署名欄——などの項目が記載できるようにしましょう。

職場巡視報告書には、①巡視日時、②巡視職場名、③同行者職氏名、④指摘事項、⑤良好な事項（継続することが望ましい）——などの項目が記載できるようにしましょう。指摘事項には、改善の優先度の区分ができる、あるいは指摘に対する措置内容が追記できるようにしてあるとよいでしょう。活動日誌、職場巡視報告書の書式には、産業医に作成してもらった後に事業者、衛生管理者等の社内関係者への回覧時の確認欄を設けてあるとよいと思います。

なお、産業医に行ってもらう「健康診断結果についての医師からの意見聴取」は健康診断の個人票への記載となりますし、また、「長時間労働者・高ストレス者の医師面接」の報告書および意見書は、その様式例¹⁾が厚労省HPで公開されています。

参考文献

- 1) 厚生労働省：長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル。医師が作成する報告書・意見書の様式(例)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenseisei12/manual.html>